

## 令和4年多摩市議会第1回臨時会について

### 1 日程

令和4年4月27日（水）（1日間）

### 2 多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて

#### 提案理由

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和4年3月31日に公布された。本市の令和4年度課税に当たり、本年4月1日から適用となるものがあるため、「多摩市国民健康保険税条例」の一部を改正する必要性が生じ、地方自治法第179条の規定に基づき、令和4年3月31日付けで、専決処分したことについて報告するもの。

主な改正点は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金分に係る課税限度額を19万円から20万円にそれぞれ改めるものである。

全議員賛成。